

平成 19 年 2 月 28 日

「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業
要求水準書 変更箇所一覧表

第 1 整備にあたっての基本的な考え方

頁	番号			変更前	変更後																																				
				記載内容	記載内容																																				
2	5			<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月</td> <td>施設の基本及び実施設計</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月</td> <td>旧大通小学校校舎において新高校開校 (幼稚園は継続して運営。)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月～平成 22 年 2 月</td> <td>施設の建設(市への引渡しは平成 22 年 3 月 1 日)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月</td> <td>施設の供用開始</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 3 月～平成 42 年 3 月</td> <td>施設の維持管理</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月～平成 42 年 3 月</td> <td>施設の運営</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月</td> <td>旧大通小学校校舎解体、グラウンド造成</td> </tr> <tr> <td>平成 42 年 3 月</td> <td>PFI 事業の終了</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月	施設の基本及び実施設計	平成 20 年 4 月	旧大通小学校校舎において新高校開校 (幼稚園は継続して運営。)	平成 20 年 4 月～平成 22 年 2 月	施設の建設(市への引渡しは平成 22 年 3 月 1 日)	平成 22 年 4 月	施設の供用開始	平成 22 年 3 月～平成 42 年 3 月	施設の維持管理	平成 22 年 4 月～平成 42 年 3 月	施設の運営	平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月	旧大通小学校校舎解体、グラウンド造成	平成 42 年 3 月	PFI 事業の終了	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月</td> <td>施設の基本及び実施設計</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月</td> <td>旧大通小学校校舎において新高校開校 (幼稚園は継続して運営。)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月～平成 22 年 2 月</td> <td>施設の建設(市への引渡しは平成 22 年 3 月 1 日)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月</td> <td>施設の供用開始</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 3 月～平成 34 年 3 月</td> <td>施設の維持管理</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月～平成 34 年 3 月</td> <td>施設の運営</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月</td> <td>旧大通小学校校舎解体、グラウンド造成</td> </tr> <tr> <td>平成 34 年 3 月</td> <td>PFI 事業の終了</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月	施設の基本及び実施設計	平成 20 年 4 月	旧大通小学校校舎において新高校開校 (幼稚園は継続して運営。)	平成 20 年 4 月～平成 22 年 2 月	施設の建設(市への引渡しは平成 22 年 3 月 1 日)	平成 22 年 4 月	施設の供用開始	平成 22 年 3 月～平成 34 年 3 月	施設の維持管理	平成 22 年 4 月～平成 34 年 3 月	施設の運営	平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月	旧大通小学校校舎解体、グラウンド造成	平成 34 年 3 月	PFI 事業の終了
日程	内容																																								
平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月	施設の基本及び実施設計																																								
平成 20 年 4 月	旧大通小学校校舎において新高校開校 (幼稚園は継続して運営。)																																								
平成 20 年 4 月～平成 22 年 2 月	施設の建設(市への引渡しは平成 22 年 3 月 1 日)																																								
平成 22 年 4 月	施設の供用開始																																								
平成 22 年 3 月～平成 42 年 3 月	施設の維持管理																																								
平成 22 年 4 月～平成 42 年 3 月	施設の運営																																								
平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月	旧大通小学校校舎解体、グラウンド造成																																								
平成 42 年 3 月	PFI 事業の終了																																								
日程	内容																																								
平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月	施設の基本及び実施設計																																								
平成 20 年 4 月	旧大通小学校校舎において新高校開校 (幼稚園は継続して運営。)																																								
平成 20 年 4 月～平成 22 年 2 月	施設の建設(市への引渡しは平成 22 年 3 月 1 日)																																								
平成 22 年 4 月	施設の供用開始																																								
平成 22 年 3 月～平成 34 年 3 月	施設の維持管理																																								
平成 22 年 4 月～平成 34 年 3 月	施設の運営																																								
平成 22 年 4 月～平成 22 年 9 月	旧大通小学校校舎解体、グラウンド造成																																								
平成 34 年 3 月	PFI 事業の終了																																								

3	6	(3)	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事にて新校舎と屋内運動場を接続する計画とし、新高校の屋内運動場として使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事にて新校舎と屋内運動場を接続する計画とし、新高校の屋内運動場として使用する。この接続部分の工事を本事業に含む。 【文言追加】 ・ 屋内運動場の外壁・屋根等建築的改修及び校内放送などの設備(放送器材を含む。)設置を本事業において行う。これらの改修についてはその仕上げ・仕様を別紙9に記載する。また、新校舎との一体化による各種法的遡及による設備設置等を本事業に含む。
4	8	(1)	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は新高校と幼稚園の合築として計画する。施設の計画にあたっては、施設の複合化による各施設の機能性及び安全性の確保並びに管理区画の徹底を行なう。また、複合化によるメリットを最大限活かす計画とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は新高校と幼稚園の合築として計画する。施設の計画にあたっては、施設の複合化による各施設の機能性及び安全性を確保するとともに、両施設の管理区画を明確にすること。
4	8	(1)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新高校内に市民に開放するゾーンを計画し、地域の活動、地域コミュニティの形成、地域と学校との交流に寄与することをめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新高校内に市民に開放するゾーンを計画し、施設の有効活用を図るとともに、地域の活動に寄与することをめざす。

第2 設計に関する要求水準

頁	番号			変更前	変更後
				記載内容	記載内容
10	3	(1)	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の出入口はわかりやすい位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の出入口は来館者にとってわかりやすい位置とし、安全・防犯に配慮した計画とすること。

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園出入口は北側とし、安全、防犯に配慮すること。 	(削除)
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 各出入口には防犯カメラを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各出入口には防犯カメラを設置するなど、防犯を考慮した計画とすること。
10	3	(1)	エ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動線計画は歩車分離を徹底し安全に配慮の上、機能的に計画すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動線計画は安全性・防犯性を兼ね備えたうえで、機能的に計画すること。
10	3	(1)	エ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の園児のアプローチ動線は、新高校・一般来館者動線とは分離すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の園児のアプローチ動線は、新高校・一般来館者動線との混同は避けること。
11	3	(1)	カ	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ面積を確保できるような配置計画とすること。陸上競技ができる1周150メートル×5コース程度のスペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ面積を確保できるような配置計画とすること。少なくとも陸上競技ができる1周150メートル×4コース以上のスペースを確保すること。
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧大通小学校の校舎を解体の後、グラウンド及び外交の工事を行うこと。 	(削除)
11	3	(1)	キ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園舎の南側に設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の活動を考慮し、採光を配慮して適切な位置に配置すること。
11	3	(3)		<p>(3) 旧大通小学校屋内運動場の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧大通小学校屋内運動場と新校舎の接続部分の整備を本事業に含む。 ・ 本事業にて屋内運動場の外壁・屋根等建築的改修及び校内放送などの設備(放送器材を含む。)設置を行う。これらの改修についてはその仕上げ・仕様を別紙9に記載する。また、新校舎との一体化による各種法的遡及による設備設置等を本事業に含む。 	P3-第1-6-(3)-イに転記。一部文言修正。
11	3	(4)		(4) 階構成、ゾーニング	(3) 階構成、ゾーニング
12	3	(5)		(5) 内部動線計画	(4) 内部動線計画

12	3	(6)		(6) 市民開放ゾーンについて	(5) 市民開放ゾーンについて
12	3	(7)		(7) 内外装仕上げ ・ 校舎・園舎らしい明るく健全でシンプルな仕上げとすること。	(6) 内外装仕上げ ・ 校舎・園舎らしい明るく健全な仕上げとすること。
				・ 内部の建具は支障のない限り引き戸とし、ハードな使用にも耐える材質、構造とすること。	・ 安全性の観点から、内部の建具は支障のない限り引き戸とし、ハードな使用にも耐える材質、構造とすること。
12	3	(8)		(8) セキュリティ、安全性 ・ ガラスの破損によりけがをすることのないよう、ガラスの設置位置に応じて適宜強化ガラス及び飛散防止フィルムを採用すること。	(7) セキュリティ、安全性 ・ ガラスの設置位置に応じて強化ガラスを採用するなど、ガラスの破損によりけがをすることのないよう措置を講じること。
13	3	(9)		(9) 構造計画	(8) 構造計画
13	3	(10)		(10) その他	(9) その他
14	4	(6)		・ 外部出入口にはインターホン、防犯カメラを設けること。(園庭への出入口は除く。)	・ 外部出入口にはインターホンを設けること。(園庭への出入口は除く。)
17	5	(12)		・ 位置は来館者にわかりやすく、かつ、効率的な位置とすること。	(削除)
				・ 一般乗用兼搬入用(13人乗り以上)として1基を計画すること。	・ 一般乗用兼搬入用(13人乗り以上)として1基を適切な位置に計画すること。

第5 運營業務

頁	番号			変更前	変更後
				記載内容	記載内容
32	2	(1)		<ul style="list-style-type: none"> 市民開放する施設（以下「市民開放施設」という。）は視聴覚室、多目的スペース、トレーニング室、作教室及び更衣室、便所、廊下等これらに付随する施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民開放する施設（以下「市民開放施設」という。）は視聴覚室、多目的スペース、トレーニング室、作教室及びこれらに付随する施設(更衣室、便所、廊下等)とする。
36	3	(3)	才	<ul style="list-style-type: none"> 市が更新を予定する厨房機器例を別紙 12 に示す。 	(削除)

第6 添付資料

頁	番号			変更前	変更後
				記載内容	記載内容
39				別紙 12 市の学校施設における大規模修繕状況及び市が更新を予定する厨房機器例	別紙 12 市の学校施設における大規模修繕状況